

広島県告示第二百七十四号

広島県立県民の森設置及び管理条例（昭和四十六年広島県条例第二十号）別表第二の規定により、広島県立県民の森におけるスキーリフトその他の附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

なお、令和元年広島県告示第五百四十一号（広島県立県民の森におけるスキーリフトその他の附属設備の利用料金の範囲）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年三月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

| 区 | 分 | 単 位 | | 利用料金の範囲 |
|--------|--------|-------------|----------|----------|
| | | 種 別 | 回数 | |
| スキーリフト | | 普通利用券（一回券） | 一回 | 五四〇円以内 |
| | | 回数利用券（二回券） | 二回 | 四、六〇〇円以内 |
| | | 一日利用券 | 一回 | 五、四〇〇円以内 |
| | | 子供・シニア一日利用券 | 一回 | 三、一〇〇円以内 |
| | | 二日利用券 | 二回 | 九、四〇〇円以内 |
| | | 子供・シニア二日利用券 | 二回 | 五、四〇〇円以内 |
| | | 半日利用券 | 一回 | 三、九〇〇円以内 |
| | | 普通利用券（一回券） | 一回 | 一七〇円以内 |
| | | 回数利用券（二回券） | 二回 | 一、七〇〇円以内 |
| | | キャンプ用具等 | テント | 一張一回につき |
| | テントサイト | 一区画一回につき | 二、五〇〇円以内 | |
| | その他 | 一点一回につき | 三九〇円以内 | |

備考 子供とは小学生以下の者と、シニアとは六十歳以上の者とする。